



平成 22 年 4 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社 ハマイ
代表者名 代表取締役社長 浜井三郎
(J A S D A Q ・ コード 6 4 9 7)

問合せ先
役職・氏名 常務取締役管理本部長 入江万峯
電話 03-3492-6711

大阪証券取引所への「改善報告書」提出のお知らせ

当社は、平成 22 年 3 月 31 日付で旧株式会社ジャスダック証券取引所から、有価証券上場規程第 15 条の 7 第 1 項第 2 号の規定に基づき、その経緯及び改善措置を記載した報告書（以下、「改善報告書」）の提出を求められておりましたが、本日別紙のとおり提出いたしましたので、お知らせいたします。

当社は、「改善報告書」に記載した施策を全社一丸となって確実に実行していく所存であります。今後ともご支援ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

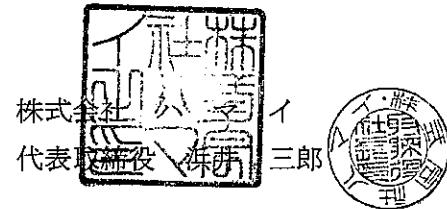
以 上

別添書類：改善報告書

改善報告書

平成 22 年 4 月 14 日

株式会社大阪証券取引所
自主規制本部東京上場グループ 御中



今般、弊社は、旧ジャスダック証券取引所における「上場会社の企業行動に関する規範」第 7 条に規定された上場内国会社の機関について、一部設置を行なっていないとの指摘を受け、「有価証券上場規程」第 15 条の 7 第 1 項第 2 号の規定に基づき、その経緯及び改善措置を記載した改善報告書をここに提出いたします。

1 経緯

弊社は、会社法第 2 条第 6 号に定める大会社ではありませんが、旧株式会社ジャスダック証券取引所において施行された、「上場会社の企業行動に関する規範」第 7 条第 1 項第 2 号の監査役会又は委員会、及び同第 7 条第 1 項第 3 号の会計監査人について、本改善報告書の提出日現在、それぞれの機関の設置をしておりません。

次に、旧株式会社ジャスダック証券取引所における「上場会社の企業行動に関する規範」に基づく機関の設置等に関して、弊社の対応をご説明いたします。

①下記のとおり、旧株式会社ジャスダック証券取引所より「コーポレート・ガバナンスの充実に向けた行動」に関連した公表文書の内容について承知しておりましたが、遵守すべき事項の一部（機関設置）に関し、弊社の対応についての認識が不足しておりました。

（旧株式会社ジャスダック証券取引所より公表された文書）

●平成 20 年 8 月 25 日

「信頼と活力ある新興市場の機能向上に向けたアクションプラン」の公表

●平成 20 年 11 月 25 日（JQ 証（企）20 第 8 号）

「信頼と活力ある新興市場の機能向上に向けたアクションプランに基づく上場制度の整備に伴う業務規程の一部改正等について」の公表

●平成 20 年 12 月 1 日（JQ 証（上場）20 第 75 号）

「信頼と活力ある新興市場の機能向上に向けたアクションプランに基づく上場制度の整備について」に関する開示実務上の取扱いの見直し等について
(別添 1) 「上場会社の企業行動に関する規範」の概要についての公表

②しかし、上記の文書が公表された時点において、弊社の認識とその対応について、弊社は会社法第 2 条第 6 号に定める大会社ではないため、旧株式会社ジャスダック証券取引所の求めていた企業行動規範に対しての対応は必要ない、と誤認しておりました。

③その後、1 年間の猶予期間が経過した時点において、下記のとおり、旧株式会社ジャスダック証券取引所より「コーポレート・ガバナンスの充実に向けた行動」に関する新たな公表（下記記載のとおり）があり、また旧株式会社ジャスダック証券取引所上場部の担当者から連絡を頂き、弊社の対応について問合せがありました。

(旧株式会社ジャスダック証券取引所より公表された文書)

●平成 21 年 12 月 1 日 (JQ 証 (上場) 21 第 78 号)

「企業行動規範に基づく機関設置等の対応について」の公表

●平成 21 年 12 月 25 日 (JQ 証 (企) 21 第 14 号)

「コーポレート・ガバナンスの充実に向けた対応等に係る上場制度の見直しに伴う
業務規程等の一部改正について」の公表

●平成 22 年 1 月 12 日 (JQ 証 (上場) 21 第 95 号)

「コーポレート・ガバナンスの充実に向けた対応等に係る上場制度の見直しに伴う
実務上の取扱い等の見直しについて」の公表

④弊社では、上記の公表内容の再確認と、弊社における具体的な対応をどの様にすべきかについて、旧株式会社ジャスダック証券取引所上場部の担当者より直接説明を伺った方がよいとの判断のもと、面会の機会を設けて頂きました。

平成 22 年 1 月 13 日午前 11 時、弊社 2 名（管理本部長と実務担当者）及び弊社の株主名簿管理人の担当者 2 名と共に、旧株式会社ジャスダック証券取引所上場部の担当者 3 名様と面会し、弊社の事情を説明するとともに、上場部の担当者からあらためて公表された文書のご説明を受けました。

まず、当日弊社から説明した内容は、下記のとおりです。

- ・弊社は、「会社法における資本金 5 億円未満の非大会社であり、大会社に求められている機関をすべて設置しなければならない会社には該当しないのではないか」との認識を持っていましたことを説明しました。
- ・上場会社に求められている「上場企業の企業行動に関する規範」7 条の各項目に関して、弊社の現状における機関を説明しました。（下記のとおりです。）
 - (1) 取締役会……「取締役会設置会社」であります。
 - (2) 監査役会又は委員会（「会社法」第 2 条第 12 号に規定する委員会をいう。）
……「監査役設置会社」ではありますが、「監査役会」は設置しておりません。
 - (3) 会計監査人… 設置しておりません。
- ・平成 22 年 3 月 30 日に定時株主総会の開催を予定しており、既に株主総会の事務手続きに着手し、印刷物等の準備も進行しております、時間的な制約と特に定款変更に関わる事項（株主総会の決議事項）であるため、機関設置に関しその対応が極めて厳しい状況であることを説明しました。
- ・平成 21 年 12 月 1 日付けの旧株式会社ジャスダック証券取引所上場部から、全上場会社の情報開示担当役員宛に公表された「企業行動規範に基づく機関の設置等の対応について」(JQ 証 (上場) 21 第 78 号) の文書に記載された内容にありますとおり、「同規範に基づく体制について整備していない又は整備しないこととした場合には、当取引所に報告することが義務付けられております。」との要請に従い、報告書を提出することをお約束いたしました。

⑤その後、旧株式会社ジャスダック証券取引所上場部の担当者から記載事項の助言を頂き、平成22年3月18日「上場会社の企業行動に関する規範」に係る報告書（「有価証券上場規程第15条の14第2項」の規定によるもの。）を提出いたしました。

提出いたしました報告書の記載内容は、下記のとおりであります。

・未対応事項について、

「上場会社の企業行動に関する規範」第7条第1項第2号に規定された会社法上の監査役会又は委員会、及び同第7条1項第3号に規定された会社法上の会計監査人について決議されておりません。

・今後の対応予定について、

平成23年3月開催の当社定時株主総会にて、未対応事項を決議する予定です。

・なお、事情説明として別紙を添付し、詳しい事情を記載しました。その内容は、前述の1. 経緯で記載した内容に加え、次の内容を追記いたしました。

「監査役会」に必要な新たな「社外監査役」の人選についても、昨年より財務分野の専門家（会計士1名・税理士1名）、業界の事情を熟知している分野の方（1名）計3名の候補者を検討して、就任の依頼もしておりますが、弊社側の急な要請であったことと、候補者様側の事情（他社との関係等）により、具体的な候補者の決定が出来ませんでした。

また、貴取引所（旧株式会社ジャスダック証券取引所）の説明により、事の重要性を再認識し、今年に入り再び候補者の人選を検討しましたが、結論には至らずまた新たな機関設定という重要課題のため、また将来の「独立役員」の選任を念頭に置くべく、しっかりとした人選に取組むことにいたしました。

「会計監査人」におきましても、金融商品取引法に基づく会計監査は信成監査法人により既に実施しておりますが、会社法に基づく会計監査ではありません。また現在、契約しております監査法人からは、「会計監査人」の要請について、対応可能とのご意見を頂いております。しかし、「会計監査人」の設置は「監査役会」の設置と同様、いずれも定款変更を伴うものであり、株主総会の決議事項でもありますので、事務手続き上間に合わなかったことによります。

従って、平成22年3月30日開催の定時株主総会終了後、臨時株主総会を開催し定款変更を議案として機関設置を決議する方策もあったかもしれません。費用及び事務手続きの負担等を考慮し、弊社では「監査役会」及び「会計監査人」の機関設置を来年度の株主総会に譲ることにしたため、今回の株主総会の決議事項にしておりませんでした。

但し、当該機関が設置された場合、貴取引所（旧株式会社ジャスダック証券取引所）の要請（有価証券報告書等を行なう公認会計士等を「会計監査人」にするべき要請）には十分対応できるものと考えております。

以上が、経緯であります。

このような状況に及びました原因是、すべて弊社の認識の不足と誤認から生じたことであります。また、貴取引所（旧株式会社ジャスダック証券取引所）より公表された文書の社内検討体制が機能的になっておらず迅速な対応が遅れたと考えております。

⑥次に、社内検討体制（公表文書の伝達）の現状を説明いたします。

- ・貴取引所からの公表された文書は、管理本部長（情報開示担当役員）及び事務連絡責任者が受け取ります。
- ・その文書はアップロードされ、文書の内容別に分類され、管理本部内の業務監査担当者（総務グループ担当及び経理グループ担当）の各担当者に配布されます。
- ・内容に重要性がある場合は、担当者間で協議し、管理本部長に報告します。
管理本部長は、会社の政策等に関する重要案件について、取締役会に報告し、協議の上、管理本部長が判断した内容の是非について決済をいたします。

以上の体制を採っておりながら、今回のような事態が発生した原因是、下記の問題点によるものと考えております。

まず、業務監査担当者間の協議において、弊社は会社法上の大会社に該当せずその対応は不要と判断した、認識の不足と誤認が生じておりました。

それは、重要性の判断において各担当者の教育が不十分でありました。

その結果、間違った理解のままとなり、管理本部長へ正しい報告がされなかつたことと、管理本部長はその報告どおりに判断したことも問題が生じた原因です。その後、そのまま取締役会に報告され、最終判断になったことに因ります。

また、業務監査担当者の組織としての規程がなく、報告義務の責任所在が曖昧でした。

この反省に立ち、改善する内容につきましては、改善措置でご説明いたします。

結果、今回弊社に対し、旧株式会社ジャスダック証券取引所より、平成 22 年 3 月 31 日付け、「公表措置の実施に関する通知書」（JQ（上場）21 第 138 号）及び「改善報告書の徴求に関する通知書」（JQ（上場）21 第 139 号）を受けた次第であります。

弊社といたしましては、今後このような事態が発生しない様、以下記載の 2. 改善措置を厳格に実施してまいります。

2 改善措置

現状を踏まえた上で、機関の設置及び社内体制に係る改善措置の実施状況及び今後の実施予定をご説明いたします。

①平成 22 年 2 月 19 日開催の取締役会において、下記の事項を協議し決議いたしました。

- ・「監査役会」の設置を検討し、本年度中（平成 22 年 12 月迄）に結論を出す。
- ・「社外監査役」の人選を検討し、本年度中（平成 22 年 12 月迄）に候補者の結論を出す。
- ・「会計監査人」の設置を検討し、本年度中（平成 22 年 12 月迄）に結論を出す。

上記の機関の設置につきましては、平成 22 年 9 月末迄に開催する取締役会にて協議し、社内規程を設けます。また人選においても、同じく平成 22 年 9 月末迄に候補者を選任し、内諾を頂くことにいたします。

②上記①の具体的な実施措置として、遅くとも平成23年3月開催予定の当社定時株主総会

において、定款の一部変更について、事案の付議及び決議を予定しております。

なお、定款の変更の内容は、下記のとおりであります。（下線は変更箇所を示します。）

・現行定款

(機関) 第4条

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査役

<新設>

<新設>

・変更案

(機関) 第4条

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査役

(3) 監査役会

(4) 会計監査人

③「社外監査役」の人選については、会社法の規程（監査役会設置会社においては、監査役は3名以上で、そのうち半数以上は社外監査役でなければならない。）に基づき、財務分野の専門家及び業界の事を熟知している候補者を念頭に置き、現在2名の監査役を3名（うち社外監査役2名）とする体制を予定しております。

④「会計監査人」の人選については、前述の1 経緯の⑤の「報告書」の事情説明において記載した対応、即ち機関が設置され次第、信成監査法人にその就任をお願いする予定であります。

⑤平成23年3月開催予定の当社定時株主総会までの期間における、貴取引所からの公表文書の管理体制の改善措置についてご説明いたします。

現状につきましては、前述の1 経緯⑥でご説明したとおりでありますので、今後の改善事項をご説明し、結果的に再び今回の様な事態が生じない体制に替えます。

従いまして、今年度より、内部監査体制をより充実させるため、内部管理体制の強化を目的として、下記事項に取組みます。

・管理本部内に、「内部統制事務局」という機関を設置し、従来の「業務監査担当者」は、「内部統制事務局員」として、取引所からの公表文書を整理・確認し、同時に、責任者を明確にするため、管理本部長を「内部統制事務局長」に位置づけする。これにより、各担当者の判断だけではなく、「内部統制事務局長」は、すべての公表文書に対して、決済の責任者となり、取締役会に報告する。

（組織は、平成22年4月1日付けで運営しております。）

- ・但し、明確な条文としての規程は不備のため、新たに「内部統制事務局規程」（仮称）を早急に作成する。
この規程において、従来の「業務監査担当者」から「内部統制事務局員」となるとともに、各事務局員に相互チェック意識を持たせるための体制を整える。
(なお、現時点では未定であります。)
また、他の関連部署に関する内容については、社内回覧規定を盛込むこととする。
- ・「内部統制事務局」の事務局員の教育の一環として、最低月1回社内セミナーを実施し、貴取引所規則全般の知識の向上を目的とする。
- ・「内部統制事務局規程」（仮称）の施行については、平成22年9月末迄に取締役会の決議を経て、社内に周知徹底を期す。

以上を確実に実施することにより、今回の様な事態は今後発生しないものと考えております。

以上